

様式3

公募型プロポーザル方式募集要領等に関する回答書

令和8年9月11日

福島県土木部道路管理課

委託業務名	路面下空洞調査業務委託（道維・維補）
質 問 事 項	
1. 調査数量（一次調査の測線長・二次調査の箇所数）がどこにも明記されておりません。募集要領9（1）⑧で「見積書」の提出を求められていますが、調査数量が分からないと見積りすることが出来ません。調査数量を示さずに、どのような内容の見積書を求められているのでしょうか。ご教示をお願いします。 2. 調査場所（調査対象エリア）がどこにも明記されておりません。福島県は、浜通り～会津地方まで広域に及ぶため、調査場所によっては「移動時間」がかかり、それに伴う「日数」や「費用」も必要となります。 また、エリアによって冬期の気象状況や積雪等も異なるため、その対応も異なってきます。 これらは見積りや技術提案にも関わるため、本業務の調査対象をどのエリア（どの建設事務所管内）で予定しているのか、ご教示をお願いします。 3. 募集要領2（4）に「業務規模が想定と大きくかけ離れている場合には失格とします」と記載がありますが、業務規模は「60,000,000 円程度（税込）」と金額で示されているだけです。調査数量を示さずに、何に対して「業務規模が大きくかけ離れている」と判断するのでしょうか。ご教示をお願いします。 4. 本件の業務規模は「60,000,000 円程度（税込）」と金額で示されているだけです。 その上で「業務規模が想定と大きくかけ離れている場合には失格」と書かれているということは、「調査数量とは関係なく、見積金額を 60,000,000 円（税込）程度にしなければ失格」という解釈でよろしいのでしょうか。 もし違うのであれば、失格基準となる「業務規模」の詳細をご教示をお願いします。	

5. 他自治体の発注例を見ると、プロポーザル方式でも、きちんと「調査数量」や「調査場所（調査路線）」は明示されております。しかし本件は、業務規模について「60,000,000円程度（税込）」と示されているだけで、「調査数量」も「調査場所」も明示されておられません。このような状態で見積書の提出を求められ、「業務規模が想定と大きくかけ離れている場合には失格」とされたら、暗に「ダンピング」を迫られているような感じがします。なぜ業務規模を「金額のみ」の提示とし、「調査数量」を明示しないのか、なぜ「業務規模が想定と大きくかけ離れている場合には失格」という、極めて不明確な失格基準を設けているのか、このようにした「発注者の意図」をご教示をお願いします。

6. 契約締結時期（受注者決定時期）はいつ頃を予定していますか。履行期間に関わるためご教示をお願いします。

回 答 事 項

1. 様式8業務見積書には、技術提案書で提案のあった数量に基づいて見積を作成してください。

2. 調査対象路線は、特記仕様書「第7条 調査対象路線」で「橋梁・トンネル部を除く福島県が管理する第一次緊急輸送路のうち効率的に調査が行える区間」としており、募集要領2（4）業務の規模を踏まえて、効率的な調査ルートかつ調査数量の提案を求めるものとしています。

3. 「業務規模が想定と大きくかけ離れている場合には」とは、提示した事業規模及び国や他の地方公共団体における同様の調査業務等の費用、業務規模等を参考に比較し、大きく乖離している場合を想定しています。

4. 「業務規模が想定と大きくかけ離れている場合には」とは、提示した事業規模及び国や他の地方公共団体における同様の調査業務等の費用、業務規模等を参考に比較し、大きく乖離している場合を想定しています。

5. 調査対象路線は、特記仕様書「第7条 調査対象路線」で「橋梁・トンネル部を除く福島県が管理する第一次緊急輸送路のうち効率的に調査が行える区間」としておりますが、本県の第一次緊急輸送路は712.2kmあり、県土面積約14,000km ² の中に道路網として指定しています。この道路について効率的に調査を行うための区間や延長などの調査計画を募集要領2（4）業務の規模で提案を求めるものとしています。
--

6. 令和8年11月下旬を予定しています。
